

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《確定給付企業年金関連》

平成23年10月6日

財政運営基準等の見直し案の追加および修正について

本日、平成23年7月14日に公開された「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」に寄せられた意見及び回答が公表されました。この結果と平成23年以降の国内外の運用環境等の悪化を受け、見直し案の追加および修正が「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」として、同日付で追加のパブリックコメント手続きにより公開されました。

以下に確定給付企業年金制度に関する主な事項の概要をご案内いたします。詳細につきましては、厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/public/)をご参照下さい。

以下本文では、確定給付企業年金を「DB」と表記しております。

(1) 掛金引上げ猶予措置<公布日から>

- ・ 財政計算の結果、平成24年4月1日以降に掛金の引上げが必要となるDBに対して、平成25年4月1日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。
- ・ ただし、本来掛金を引き上げるべき日の前日までに、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることを猶予の要件とする。

(2) 非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し

<平成24年度財政検証から>

- ・ 非継続基準抵触に伴い拋出すべき掛金(特例掛金)の額の計算に用いる資産額について、時価の変動を平滑化した数理上資産額を用いることを可能としていたが、時価ベースの純資産額のみを用いることとする。

(3) 廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し

<平成24年度財政検証から>

- ・ 回復計画は即時廃止とはせず、平成28年度の財政検証まで掛金対応を可能とする5年間の経過措置期間を設けることとするが、回復計画に実効性を持たせるため、計画の作成に用いる前提の一部を見直す。

- ・ 年金資産の予測に用いる利率は運用実績の過去5事業年度平均又は回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率のうちいずれか大きい率とする。
- ・ 加入者数は、過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこととする。

(4) 非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討<公布日から>

- 平成24年度決算から開始する非継続基準の積立基準の引上げスケジュールについては、今後の経済情勢や企業年金制度を取り巻く環境等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとし、その旨の規定を置く。

以下、(5)及び(6)は「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」に寄せられた意見及び回答から判明した事項です。

(5) 届出事項の拡大等<公布日から>

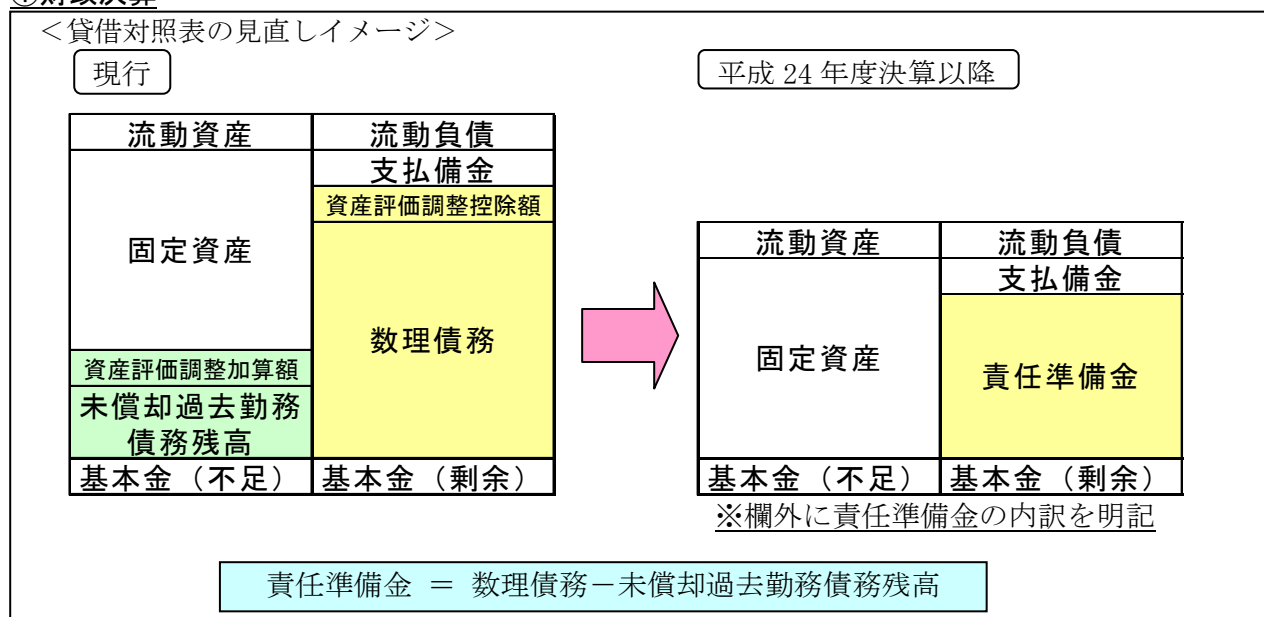
- 事業主の住所変更が市町村合併に基づく場合や法律改正のうち給付にかかわらない事項を変更する場合についても、届出不要の取扱ができるよう見直す。

(6) 財務諸表の簡素化・透明化<平成24年度決算から>

- 責任準備金の内訳(未償却過去勤務債務残高と数理債務)は貸借対照表の欄外に記載することとする。

修正を反映した改正案の概要は、以下の通りです。

①財政決算



② 継続基準に関する財政検証（原案通り）

純資産額 + 許容繰越不足金 < 責任準備金 ⇒ 掛金の見直しが必要

<p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産評価調整額を考慮して検証する。 <p><資産評価調整加算額がある場合のイメージ図></p>	<p>平成 24 年度財政検証以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価基準で検証する。 財政計算（掛金の見直し）では、<u>資産評価調整額を考慮。</u>
---	---

③ 非継続基準に関する財政検証

積立比率：純資産額 ÷ 最低積立基準額 について検証

<p>現行</p> <p>積立比率 < 1.00 (H24. 3. 31 までは 0.9)</p> <p>⇒以下のいずれかの方法で掛金見直し。 いずれも数理上資産額の使用も可能。</p> <p>(ア) 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法</p> <p>(イ) 積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法 (資産運用利回りの上限：予定利率)</p>	<p>平成 24 年度財政検証以降</p> <p>積立比率 < 1.00 (平成 24 年度から 0.92、0.94、…と段階的に引上げ。但し、今後の経済情勢や企業年金制度を取り巻く環境等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。)</p> <p>⇒以下のいずれかの方法で掛金見直し。 <u>数理上資産額の使用は不可。</u></p> <p>(ア) 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法</p> <p>(イ) 積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法 (5 年後に廃止。(平成 28 年度財政検証まで使用可能。)) 計画の作成に用いる前提は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産：<u>運用実績の過去 5 事業年度の平均又は回復計画作成時の最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率</u> 加入者数：<u>過去 5 事業年度の実績を適切に見込む</u>)
---	--

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3213 大阪 06-6268-1833

以上